

基発 0712 第 4 号
令和元年 7 月 12 日
一部改正 基発 1201 第 8 号
令和 3 年 12 月 1 日

別記団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長

情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて

日頃より労働衛生行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、パーソナルコンピュータ等情報機器を使用して行う作業における労働衛生管理については、平成 14 年 4 月 5 日付け基発第 0405001 号「VDT 作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて」（以下「VDT ガイドライン」という。）によってきたところです。

一方、平成 14 年に VDT ガイドラインが発出されて以降、ハードウェア・ソフトウェア双方の技術革新により、職場における IT 化はますます進行しており、情報機器作業を行う労働者の範囲はより広くなり、作業形態はより多様化しています。従来のように作業を類型化してその類型別に健康確保対策の方法を画一的に示すことは困難で、個々の事業場のそれぞれの作業形態に応じきめ細かな対策を検討する必要があります。

このような状況を踏まえ、情報機器を使用する作業のための基本的な考え方は維持しつつ、多様な作業形態に対応するため、事業場が個々の作業形態に応じて判断できるよう健康管理を行う作業区分を見直すこととしました。また、情報技術の発達への対応及び最新の学術的知見を踏まえ、別添のとおり情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインをまとめましたので、今後は、これにより労働衛生管理を行ってくださいますようお願いいたします。

なお、本ガイドラインは、事務所において行われる情報機器作業を対象としたものですが、ディスプレイを備えた当該機器を使用して、事務所以外の場所で行われる情報機器作業等についても、できる限り本ガイドラインに準じて労働衛生管理を行ってくださいますようお願いいたします。

別添

「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて」新旧対照表

改正後	改正前
基 発 0712 第 4 号 令和元年 7 月 12 日 <u>一部改正 基 発 1201 第 8 号</u> <u>令和 3 年 12 月 1 日</u>	基 発 0712 第 4 号 令和元年 7 月 12 日
別記団体の長 殿	別記団体の長 殿
厚生労働省労働基準局長	厚生労働省労働基準局長
情報機器作業における労働衛生管理のための ガイドラインについて	情報機器作業における労働衛生管理のための ガイドラインについて
(略)	(略)
別添	別添
情報機器作業における労働衛生管理のため のガイドライン	情報機器作業における労働衛生管理のため のガイドライン
1 はじめに	1 はじめに
(略)	(略)
このような状況を踏まえ、VDT ガイ ドラインの基本的な考え方について変 更せず、従来の視覚による情報をもと に入力操作を行うという作業を引き続 きガイドラインの対象としつつ、情報 技術の発達や、多様な働き方に対応す るよう健康管理を行う作業区分を見直 し、その他、 <u>最新の学術的知見を踏ま</u>	このような状況を踏まえ、VDT ガイ ドラインの基本的な考え方について変 更せず、従来の視覚による情報をもと に入力操作を行うという作業を引き続 きガイドラインの対象としつつ、情報 技術の発達や、多様な働き方に対応す るよう健康管理を行う作業区分を見直 し、その他、 <u>最新の学術的知見を踏ま</u>

<p><u>えた見直しを行った。</u></p> <p>(略)</p> <p>4 作業環境管理 作業者の心身の負担を軽減し、作業者が支障なく作業を行うことができるよう、次により情報機器作業に適した作業環境管理を行うこと。</p> <p>(1) 照明及び採光 イ (略) ロ ディスプレイを用いる場合の書類上及びキーボード上における照度は 300 ルクス以上とし、作業しやすい照度とすること。 また、ディスプレイ画面の明るさ、書類及びキーボード面における明るさと周辺明るさの差はなるべく小さくすること。</p> <p>(略)</p> <p>10 配慮事項等</p> <p>(略)</p> <p>(3) テレワークを行う労働者に対する配慮事項 情報機器ガイドラインのほか、「<u>テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン</u>」(令和 3 年 3 月 25 日付け基発 0325 第 2 号、雇均発 0325 第 3 号「<u>テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイ</u></p>	<p><u>え、別添のとおりガイドラインを見直した。</u></p> <p>(略)</p> <p>4 作業環境管理 作業者の心身の負担を軽減し、作業者が支障なく作業を行うことができるよう、次により情報機器作業に適した作業環境管理を行うこと。</p> <p>(1) 照明及び採光 イ (略) ロ ディスプレイを用いる場合の<u>ディスプレイ画面上における照度は 500 ルクス以下、</u>書類上及びキーボード上における照度は 300 ルクス以上を目安とし、作業しやすい照度とすること。 また、ディスプレイ画面の明るさ、書類及びキーボード面における明るさと周辺明るさの差はなるべく小さくすること。</p> <p>(略)</p> <p>10 配慮事項等</p> <p>(略)</p> <p>(3) テレワークを行う労働者に対する配慮事項 情報機器ガイドラインのほか、「<u>情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン</u>」(平成 30 年 2 月 22 日付け基発 0222 第 1 号、雇均発 0222 第 1 号「<u>情報通信技術を利用した事業場</u></p>
--	---

ドラインについて」別添1)を参照して必要な健康確保措置を講じること。

(略)

(解説)

(略)

「4 作業環境管理」について

作業環境管理においては、情報機器ガイドラインに掲げる事項のほか、「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」(平成4年7月1日付け労働省告示第59号)を参照し、作業者が快適に作業を行うことのできる職場環境の整備を図ることが望ましい。

(1) 照明及び採光

イ (略)

ロ 「書類上及びキーボード上における照度」とは、書類やキーボードなどに入射する光の明るさをいう。

「ディスプレイ画面の明るさ、書類及びキーボード面における明るさと周辺の明るさとの差はなるべく小さくすること。」とは、瞳孔は明るさに応じてその大きさを調節しており、一般的に、ディスプレイ画面や書類・キーボード面と周辺の明るさの差が大きいと眼の負担が大きくなるので、なるべく明るさの差を小さくすべきである

外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドラインの策定について」別添1)を参照して必要な健康確保措置を講じること。

(略)

(解説)

(略)

「4 作業環境管理」について

作業環境管理においては、情報機器ガイドラインに掲げる事項のほか、「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」(平成4年7月1日付け労働省告示第59号)を参照し、作業者が快適に作業を行うことのできる職場環境の整備を図ることが望ましい。

(1) 照明及び採光

イ (略)

ロ 「ディスプレイ画面上における照度」とは、ディスプレイ画面から発する光の明るさのことではなく、ディスプレイ画面に入射する光の明るさをいう。反射型液晶ディスプレイについては、画面が暗いと見にくいので、一般に、より高い照度が必要となる。

「書類上及びキーボード上における照度」とは、書類やキーボードなどに入射する光の明るさをいう。

「ディスプレイ画面の明るさ、書類及びキーボード面における明

<p>という趣旨である。</p> <p>(略)</p>	<p>るさと周辺明るさとの差はなるべく小さくすること。」とは、瞳孔は明るさに応じてその大きさを調節しており、一般的に、ディスプレイ画面や書類・キーボード面と周辺明るさの差が大きいと目の負担が大きくなるので、なるべく明るさの差を小さくすべきであるという趣旨である。</p> <p>(略)</p>
-----------------------------	--